

大分市清掃事業審議会の概要

第11期における審議事項等について

本審議会は、「大分市清掃事業審議会条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理及び清掃事業の円滑な運営並びに快適で美しいまちづくりに関する施策の推進を図るために設置しています。

本審議会では、市が実施する「清掃事業に関する重要な事項」等の具体的な施策に対して、委員のそれぞれの立場からの調査審議を行っていただきます。

所掌事務

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1)清掃事業に関する重要な事項
- (2)「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」の第10条第1項に規定する「ポイ捨て防止等強化区域」の指定に関する事項
- (3)その他市長が必要と認める事項

組織

審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命します。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

任期

委員の任期は2年とします。

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げません。

会長及び副会長

審議会に会長及び副会長1人置き、委員の互選により選出します。

専門部会

審議会において、専門的事項を調査審議する場合には、専門部会を設置することがあります。

(令和元年度 大分市清掃事業審議会)

第1回(令和元年6月20日)

諮問 「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

「廃棄物処理施設使用料の改定について」「一般廃棄物処理手数料の改定について」

第2回(令和元年7月29日)

審議 「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

「廃棄物処理施設使用料の改定について」「一般廃棄物処理手数料の改定について」

第3回(令和元年8月23日)

審議 「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

答申 「廃棄物処理施設使用料の改定について」「一般廃棄物処理手数料の改定について」

第4回(令和元年10月28日)

審議 「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

答申(令和元年11月25日)

「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

(令和2年度 大分市清掃事業審議会)

第1回(令和2年6月25日)

諮問 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」

・制度の概要 ・収入の使途 ・家庭ごみ排出量の現状

第2回(令和2年7月10日)

審議 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」

・制度の成果 ・対象となるごみ ・指定ごみ袋の種類と手数料額 ・負担軽減措置

第3回(令和2年7月21日)

審議 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」 ・手数料収入とその使途

第4回(令和2年8月7日)

審議 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」 ・中間答申(案)の説明

中間答申(令和2年8月18日)

「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」

第5回(令和2年10月16日)

審議 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」 ・パブリックコメントの結果

答申(令和2年10月23日)

「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」